

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

・当社は、再生可能エネルギー事業を展開するほか、モバイル、保険代理店、葬祭等複数の事業会社の持株会社として、当社グループの企業価値最大化を図ります。

・当社は、株主さまをはじめとするすべてのステークホルダーの立場を尊重し、経済・社会等の環境変化に対応するための迅速・果敢な意思決定を行うために、有効なコーポレート・ガバナンスの実現を目指します。

・当社は、当社グループの経営理念及び経営ビジョン、行動指針を定め、当社グループが一丸となって業務運営に取り組む態勢を整備いたします。

経営理念(わたしたちの使命・存在意義)

・時代のニーズに先駆けて常に挑戦し、未来志向の価値創出と、持続可能な事業・社会を実現する

経営ビジョン(わたしたちが実現したい未来)

・カーボンニュートラルの実現に寄与する再生可能エネルギー事業の発展的展開
・セグメント事業を通じた地域社会への生活インフラ提供
・SDGsの理念に基づく事業領域への新規ビジネス展開

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月の改訂コードに基づいて記載しております。

【補充原則1-2 議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】

【補充原則3-1 英語での情報開示】

当社は、株主総会の当日にご出席いただけない株主さまに対し、インターネットによる議決権行使を可能とする体制を整えております。招集通知の英訳、英文による情報開示は、外国人株主の保有比率が低いため、コスト等を勘案し、行っておりません。今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則2-4 中核人材の多様性の確保】

当社は、多様な視点や価値観を持つ人材の登用が会社の持続的成長や社会環境・市場ニーズの変化に対応するために不可欠であると認識しております。

中核人材の登用にあたっては測定可能な目標は定めておらず、その状況も開示しておりませんが、採用や育成、教育研修の機会、評価等いずれにおきましても、性別・国籍・年齢等に関わらず、全ての社員に平等な機会を設けております。

また、中核となる管理職への登用にあたっては、性別・国籍・年齢等に関係なく能力や実績に基づいた人物本位で実施しております。

【補充原則4-1 中長期計画の策定と分析】

当社は、現在のところ、事業を取り巻く環境変化が大きく、臨機応変の計画変更が必要となることから、中期経営計画を策定しておりませんが、取締役会で事業年度の年間計画の承認、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、計画の見直しを行っております。株主、投資家の皆さまに、当社の経営環境や財務状況を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、対処すべき課題を明確に公表するとともに、事業単年度ごとの業績等の見通しを公表することとしております。

【補充原則4-1 CEO後継者計画と育成】

当社は、最高経営責任者である代表取締役の後継者の計画は、現時点において明確に定めておりませんが、人格、見識、実績等を総合的に勘案し、指名報酬諮問委員会の答申を広く聞き入れたうえ、選定することとしております。

【補充原則4-2 中長期的業績連動報酬及び株式報酬制度】

当社の経営陣の報酬については、中長期的な業績と連動する報酬制度は導入しておりませんが、今後は持続的な成長に向けた健全なインセンティブのひとつとして、当社に相応しい報酬制度のあり方について、今後検討してまいります。

【補充原則4-8 筆頭独立社外取締役の決定】

現在、独立社外取締役は2名ですが、現状でも経営陣との連絡・調整はとれていると考えており、筆頭独立社外取締役は決定しておりません。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では、每期、収益計画をベースとした事業計画の策定及び業績予想を決算短信に開示し、Webサイトには、業績ハイライトを掲載しております。将来的に、中長期的な収益計画や目標数値等について説明することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 政策保有株式】

事業運営上の関係維持強化の必要性の観点から有効性を判断するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するかどうかを総合的に勘案し、政策保有株式を保有しています。また、取得後は、取締役会等において、定期的・継続的に保有目的や保有に伴う便益やリスク等を検証し、保有継続の適否を判断します。議決権行使に際しては、企業価値及び株主価値の向上に資すること、及び当社への影響を主な判断基準として総合的に賛否を決定し、適切に行使します。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

取締役が、当社と競業又は利益相反するおそれのある取引を行う場合、社内規程に定めた手順に従い、取締役会の承認を得ます。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、2022年1月より、企業型確定拠出年金による退職金制度を導入しており、導入時及びそれ以降も定期的に従業員に対して確定拠出年金制度の理解を促す教育を行っております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

・当社の経営理念や経営ビジョンを当社Webサイトに掲載しております。<https://sakai-holdings.co.jp/about/philosophy/>
・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「コーポレート・ガバナンス報告書」に記載のとおりです。
・取締役の報酬の決定方針と手続は、「コーポレート・ガバナンス報告書」に記載のとおりです。
・取締役候補者の決定方針と手続は、指名報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会で決定しております。監査役候補者の決定方針と手続は、指名報酬諮問委員会の答申に基づき、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定しております。なお、代表取締役・取締役及び監査役の解任・解職方針・手続につきましては、法令・定款の定め反する行為があった場合に、その重要性を鑑みたくて指名報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会で決定しております。
・取締役候補者及び監査役候補者の経歴及び選任理由は、招集通知の株主総会参考資料に記載しております。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み】

経営理念に「持続可能な事業・社会の実現」を掲げ、ESG(環境・社会・企業統治)をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応を重要な経営課題と捉えています。自ら発電事業者として太陽光発電所を運営(設備容量49.4MW)しておりますほか、ESGへの取り組みについて当社Webサイトに開示しております。<https://sakai-holdings.co.jp/ir/esg/>

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会の決議事項は、法令・定款に定めのあるもののほか、決算に関する事項、経営計画に関する事項等があります。なお、取締役会に判断・決定を委任している事項については「職務権限一覧」に定めております。

【補充原則4 - 8 独立社外者のみを構成員とする会合】

独立社外者の経験や知見を活かすべく、独立社外者と代表取締役との会合を実施してまいります。(2022年10月～)。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所の定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】

当社の取締役会は、定款で定める取締役10名以内、監査役3名以内の員数の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、当社の経営戦略の推進を監督していくうえで必要な知識、経験、能力等のバランスを備えた多様性ある人員で構成することを、基本的な考え方としています。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

取締役・監査役の他社での兼任状況は、招集通知に記載しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性の分析・評価】

定期的に取り締り会の実効性について、役員に対してアンケートを実施し、その集計結果に基づき、コーポレートガバナンス体制の充実及び取締役会の実効性の評価・分析を行ってまいります(2022年10月～)。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニングの方針】

取締役・監査役は、各自の判断で、外部機関が開催するセミナー等を受講し、業務及び取締役・監査役としての必要な知識の取得や適切な更新等にて研鑽に努めております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりです。

- (1) 株主・投資家との対話全般は、経営企画部門担当役員が統括しております。
- (2) 株主等との実際の対話は、上記の者の他、株主等の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、上記の者から指名された者が行います。
- (3) 株主等との建設的な対話に際しては、中長期的な視点による株主等の関心事項等を踏まえ、正確な情報を提供すべく、当社各部門、子会社と連携の上、対話者を補助します。
- (4) 株主等との建設的な対話は、株主総会及び個別面談以外に、決算説明会等、その充実にも努めてまいります。
- (5) 株主等との面談において把握されたご意見等の情報は代表取締役へ適切に報告します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社サカイ	3,636,000	35.13
酒井 俊光	775,100	7.49
光通信株式会社	772,300	7.46
VTホールディングス株式会社	629,100	6.08
株式会社UH Partners2	601,600	5.81
ソフトバンク株式会社	450,000	4.35
アイデン株式会社	258,500	2.50
株式会社エスアイエル	244,600	2.36
サカイホールディングス従業員持株会	215,700	2.08
株式会社りそな銀行	180,000	1.74

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

2022年5月30日に公表いたしました「主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」及び2022年8月31日に公表いたしました「その他の関係会社の異動に関するお知らせ」とおり、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に異動が生じました。

新たに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当する株主:株式会社サンワ

議決権の数

(所有株式数) 総株主の議決権の数

に対する割合 大株主順位

異動前 0 個

(0 株) 0.00%

異動後 34,000個 (3,400,000 株) 32.85% 1 位

主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しなくなった株主:株式会社サカイ

議決権の数

(所有株式数) 総株主の議決権の数

に対する割合 大株主順位

異動前 36,360個 (3,636,000株) 35.13% 1 位

異動後 2,360個

(236,000株) 2.28% 9 位

(注) 1. 総株主の議決権の数に対する割合は、発行済株式総数 10,956,500 株から議決権を有しない株式数 607,200 株を控除した 103,493 個に基づき算出しており、小数点以下第三位を四捨五入しております。

2. 株式会社サカイの異動前及び異動後の所有株式数は、当該株主が提出した大量保有報告書(変更報告書)に記載された数値を記載しております。また、大株主順位につきましては 2022 年 3 月 31 日現在の株主名簿に当てはめた場合の順位として記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
矢崎 信也	弁護士											
椿 隆二郎	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢崎 信也		ひのき総合法律事務所パートナー 株式会社ソトー 社外監査役 株式会社NITTOH 社外取締役(監査等委員)	弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する幅広い見識を有し、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にありますので、社外取締役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断したものです。

榎 隆二郎	エイテックス株式会社 代表取締役社長	金融及び企業経営における豊富な経験・見識を活かして、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にありますので、社外取締役として、経営全般に的確な意見をいただけると判断したものです。
-------	--------------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	5	5	2	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	5	5	2	2	0	1	社外取締役

補足説明

(目的)取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスにおける公平性、客観性、透明性の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬諮問委員会」を設置しています。

(役割)取締役会(監査役会)の諮問に応じ、取締役ならびに監査役の選任及び解任に関する事項、代表取締役等の選定及び解職に関する事項、取締役等の報酬等に関する事項、その他取締役会(監査役会)が諮問した事項について審議し、答申を行います。

(構成)委員は、取締役会の決議によって選任し、その半数以上は独立社外取締役または独立社外監査役とします。また、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役または独立社外監査役の中から選任します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と四半期ごとに定期的に監査報告を受け、また、適宜機会を設け意見交換を行っています。また、定期的に会計監査人が行う店舗往査へも同行し、結果等については監査役会に報告しております。また、内部監査部門、子会社監査役とも、四半期ごとに会議を開催するほか、月次で意見交換を行うことで、情報の共有と監査役監査の実効性を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
後藤 康史	税理士													
神宮司 恭行	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤 康史		後藤会計事務所 株式会社エスケーアイ監査役	税務・会計面での豊富な経験、見識を活かし、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見をいただけるものと判断したものです。
神宮司 恭行		神宮司恭行税理士事務所 株式会社エスケーアイ監査役 株式会社セントラルパートナーズ監査役	国税調査官をはじめ税務署長の経験に基づく専門的見地と豊富な見識から適切な監査をいただけるものと判断したものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3名

その他独立役員に関する事項

当社では、会社法で定める社外取締役の要件ならびに東京証券取引所及び当社が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役の候補者を選定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの長期的な企業価値向上への意欲や士気を一層高め、当社グループの企業価値の増大を図ることを目的としたものです。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年9月期における役員報酬(含む賞与、役員退職慰労金)
・取締役10名 171,627千円(うち社外取締役4名 13,492千円)
・監査役4名 21,130千円(うち社外監査役3名 5,400千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬額は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において年額350,000千円以内(うち社外取締役年額70,000千円以内)と決議しております。また、監査役の報酬額は年額50,000千円以内と決議しております。

当社は、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスにおける公平性、客観性、透明性の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬諮問委員会」を設置しています。「指名報酬諮問委員会」は、取締役会(監査役会)の諮問に応じ、取締役ならびに監査役の選任及び解任に関する事項、代表取締役等の選定及び解職に関する事項、取締役等の報酬等に関する事項、その他取締役会(監査役会)が諮問した事項について審議し、答申を行います。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

各取締役が議事について事前に確認し、意見形成をし、十分な時間を割いて議論を実施することができるように、総務部担当または関連部署の責任者が取締役会開催日の原則3営業日前迄に情報提供し、必要に応じて取締役会の開催前に事前の説明をすることとしています。また、社外役員の知見を十分に活用するべく、「各業務執行部門の責任者が普段の業務につき社外役員に説明・意見交換する機会(2022年8月～、原則四半期ごと)」、「社外役員と代表取締役の会合(2022年10月～、原則年2回以上)」を設けています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)取締役会は、当社グループの経営上の重要事項にかかる意思決定と、業務執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。取締役の人数4名のうち社外取締役が2名、また、男性3名、女性1名の構成となっております。

(指名報酬諮問委員会)指名報酬諮問委員会は、取締役4名(うち社外取締役2名)、社外監査役1名により構成され、取締役ならびに監査役の選任に関する事項、取締役等の報酬に関する事項等について審議し、取締役会に答申しております。

(監査役)監査役の人数は3名(うち2名が社外監査役)で構成されており、毎月1回監査役会を開催して、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めています。また、監査役は取締役会にも出席し、取締役の執行業務を監督しております。

(グループ経営会議)業務執行における意思決定プロセスとして、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を協議・報告する機関としてグループ経営会議を設置しております。グループ経営会議は、当社及び子会社の社内役員、各部門責任者等で構成され、積極的な議論を行うことで、経営上の重要事項に係る決定の透明性を確保しております。

(コンプライアンス・リスク管理委員会)グループのコンプライアンス、リスク管理に関する事項について協議、報告する機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。コンプライアンス担当役員及び内部監査責任者、当社総務部、子会社のコンプライアンス責任者等で構成され、原則四半期ごとに開催し、グループ全体のコンプライアンス、リスクに関して統括推進する体制を構築し、横断的な管理を行っております。

(会計監査人・顧問弁護士)会計監査を担当する一時会計監査人として、2022年6月8日開催の監査役会の決議に基づき、「早稲田公認会計士事務所」、「堀江将仁公認会計士事務所」を選任いたしました。また、顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じてアドバイスを受けております。

(内部監査部)内部監査ならびに内部統制を実施する部門として内部監査部を設置し、子会社を含む内部監査を実施しております。会計監査人、監査役と定期的に情報交換を行い、内部管理プロセスを重視した内部監査を実施し牽制機能の充実を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社の体制を採用しております。当事業に精通した社内取締役と豊富な経験と見識のある独立性の高い複数の社外取締役によって構成された取締役会、複数の社外監査役からなる監査役会を設置することにより、迅速な意思決定による経営戦略の推進と経営の透明性が確保できると考え、現状の体制を採用しており、コーポレート・ガバナンスの充実強化を図るに十分な体制であると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年は株主総会日(12月23日)の20日前(12月3日)に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2021年は12月第4週に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会資料を当社Webサイトで開示しております。 https://sakai-holdings.co.jp/ir/tool/ また、定時株主総会終了後に会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家対応は、必要に応じて個別に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイトで開示しております。 https://sakai-holdings.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、全役員・従業員の使命・存在意義を示すものとして「サカイホールディングスグループ経営理念」を定めるとともに、ステークホルダーに対する基本姿勢を具現化するものとして、行動指針(全役員・従業員の行動・判断の基準)を定め、実践しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営理念に「持続可能な事業・社会の実現」を掲げ、ESG(環境・社会・企業統治)をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応を重要な経営課題と捉えています。自ら発電事業者として太陽光発電所を運営(設備容量49.4MW)しておりますほか、ESGへの取り組みについて当社Webサイトに開示しております。 https://sakai-holdings.co.jp/ir/esg/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社Webサイトを通じて迅速な情報提供に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、当社グループにおける業務の適正を確保する体制の整備を決定します。
 - (2) 取締役会は、取締役会規程を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督します。
 - (3) コンプライアンス規程を定めるとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、当社グループのコンプライアンス体制を確保します。
 - (4) 一人ひとりの行動規範となる行動指針を制定し、取締役及び従業員が、社会の良識に則り、誠実かつ公正な職務執行に努めるよう、教育・啓発活動等を推進します。
 - (5) コンプライアンス窓口を設置し、当社グループの従業員等から申し出を受け付け、問題の早期発見・是正に努めます。当社グループは、上記申し出を行った者に対し、それを理由に不利な取扱いをしません。
 - (6) コンプライアンスの遂行状況のモニタリングは、内部監査担当部門が計画的に監査を行います。
 - (7) 取締役及び従業員は、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、すみやかに取締役会及び監査役会に報告します。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 取締役の職務の執行状況を確認できるよう、文書管理規程を定め、議事録、稟議書、契約書等を適切に保存及び管理しております。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程を定め、リスク管理に関わる責任体制を整備するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会により、当社グループのリスクの把握・評価並びに対応策の検討を行い、リスクの低減を図っております。
 - (2) 個人情報の漏洩等の事業運営リスクについては、それぞれの組織において、必要な基準・ルールを定め、リスクの防止・低減を図っております。

4. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会で定められた基本方針に基づき、経営に関する重要事項の審議、全般的業務執行方針を確立するために、当社及び子会社の社内役員、各部門等責任者等で構成されるグループ経営会議を設置し、運営しております。
 - (2) 経営ビジョンのもと、年度計画を定め、目標達成のための業績管理、フォローを行うことにより、効率的な職務執行に努めます。
 - (3) 適正かつ効率的に職務を執行できるよう、組織規程、稟議規程、職務権限規程などの意思決定に関する規程を整備しております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保する為の体制
 - (1) 当社取締役会においてグループ各社の重要事項の承認を行います。
 - (2) 当社は、グループ各社の経営の業務執行状況、財務状況等の報告を求め、グループ各社は、すみやかにこれに応じます。
 - (3) グループ各社は、コンプライアンスの徹底を図るとともに、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、すみやかに当社に報告するなど適切に対応します。
 - (4) グループ各社の業務活動の適正等については、当社の内部監査担当部門が計画的に監査を行います。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (1) 常勤する監査役の求めに応じ、職務を補助する社員を配置できることとします。当該社員は、監査役の指揮命令のもと監査役の職務を補助します。
 - (2) 当該社員の人事異動、考課等については、事前に常勤する監査役と協議します。

7. 監査役への報告に関する体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、取締役会やグループ経営会議等の重要会議に出席し、また、稟議書及び議事録等の閲覧により、必要な情報の提供を受けます。
 - (2) 当社グループの取締役及び従業員は、年間計画・決算等の主要な業務執行状況について、定期的に監査役に報告します。
 - (3) 当社グループの取締役及び従業員並びにグループ会社監査役は、監査役から報告を求められた場合は、すみやかに応じます。当社グループは、監査役に報告した者に対し、それを理由に不利な取扱いをしません。
 - (4) 監査役がその職務の執行について費用の請求をした場合は、必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用を支払います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの行動指針において、判断・行動基準のひとつとして「反社会的勢力との関係遮断」を明記し、周知徹底を図っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示に係る体制等

- (1) 決定事実に関する情報は、取締役会で決議後、即日開示しております。
- (2) 発生事実に関する情報は、重要事項の発生ないし発生する可能性がある場合は、直ちに当社各部門及び子会社から当社総務部及び監査役に報告され、報告内容が重要事項の発生と判断された場合は、情報漏洩に努めつつ、法令等諸規則の確認を行った後、情報取扱責任者を通じて公表します。

(3) 決算に関する情報は、当社経理部が作成した決算財務資料と当社各部門及び子会社からの報告を当社総務部にて取り纏め、取締役会の承認を得て開示しております。



